

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

牛久市は、茨城県南部の首都中央部から北東約 50km、県庁所在地の水戸へは北へ約 55km に位置しており、土浦市やつくば市、龍ヶ崎市などと隣接している。

本市はこれまで、東京圏のベッドタウンとして人口増加を続けており、今後、2020 年頃までは緩やかに人口増加が続くものと推計されている。反面、2015 年から 2040 年にかけては、総人口が約 4,000 人減少すると推計されており、年齢区分別人口の推計では、2015 年から 2040 年にかけて生産年齢人口（15 歳～64 歳）が約 6,800 人、年少人口（15 歳未満）が約 2,500 人、それぞれ減少が見込まれている。一方、老年人口（65 歳以上）は約 5,300 人も増加が見込まれており、本市においても、将来的に労働力の減少と高齢化が進展する恐れがある。

2014 年における本市の産業構造を見ると、第三次産業が占める事業所数の割合は 83.3% となっており、市内産業の大多数を占めている。また、第二次産業が占める事業所数は 15.9% であり、続く第一次産業はわずか 0.9% となっている。事業所別の従業者数をみると、「卸売業、小売業」が 5,748 人と最も多く、次いで「医療、福祉」、「製造業」が 4,413 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 3,702 人となっている。

一般に、サービス産業は従業員一人当たりの生産性が低く、支払われる賃金は低い傾向にある。サービス産業の割合が高い本市において、サービス産業を含めた中小事業者の労働生産性の向上や福利厚生、各種制度の充実による労働環境向上は、喫緊の課題となっている。

今後、少子高齢化や労働力不足といった厳しい事業環境を乗り越えるため、市内事業者が生産性の高い先端設備等の導入により、労働生産性の向上を図ることを目的に本計画を策定する。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、茨城県内で設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、茨城県南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な産業による多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、駅周辺、市街化区域、里山エリア、工業団地など、広域に立地している。これらの地域において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は牛久市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が牛久市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品・新サービスの開発や新型設備機器の導入、自動化・IT化の推進、各種革新的な取組などによる業務効率化等、多様である。したがって、本計画において労働生産性が年平均3%以上資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。